

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針を作成しました！

平成 25 年 8 月 22 日記者発表資料

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進 に関する方針を作成しました！

平成 25 年 4 月 1 日から「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」が施行されました。この法律に基づき、県が行う物品等の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的として、「平成 25 年度神奈川県障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針」（別紙）を作成しましたのでお知らせします。

1 障害者優先調達推進法のポイント

- 地方公共団体は、物品等の調達にあたって、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める。
- 地方公共団体は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達目標を定めた方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表する。

2 目標の設定

調達方針は、毎年度、調達目標を設定し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることとされている。

平成 25 年度は、**80,000 千円**を目標として設定する。

3 対象となる障害者就労施設等

【障害者福祉サービス事業所等】

- ・ 障害者支援施設
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 生活介護事業所
- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所
- ・ 小規模作業所
- ・ 在宅就業障害者
- ・ 在宅就業支援団体

【障害者雇用企業】

- ・ 障害者雇用率 4.0%以上の障害者雇用企業
- ・ 特例子会社
- ・ 重度障害者多数雇用事業所

○平成 25 年度神奈川県障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針（別紙） [PDF ファイル／6KB]

（問い合わせ先）

【方針全般及び障害福祉サービス事業所等に関すること】

神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課

課長 竹内 電話 045-210-4700

社会参加推進グループ 小坂橋 電話 045-210-4709

【障害者を多数雇用している企業に関すること】

神奈川県産業労働局労働部雇用対策課

課長 芝山 電話 045-210-5860

障害者就業支援グループ 諸星 電話 045-210-5871

【調達手続きに関すること】

神奈川県会計局調達課

課長 鈴木 電話 045-210-6720

調達第一グループ 浅岡 電話 045-210-6717

平成25年度神奈川県障害者就労施設等からの 物品等の調達に関する方針

平成25年8月21日作成

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者等の自立の促進に資するため、県が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの調達を推進するための方針を定めるものである。

2 物品等の調達における基本的な考え方

- (1) 物品等の調達にあたっては、当該契約が神奈川県財務規則第50条（企業庁においては神奈川県公営企業財務規程第157条）の規定により随意契約によることができる場合には、障害者就労施設等から優先的・積極的な調達に努めるものとする。
- (2) 障害者就労施設等がその特性により、調達から不当に排除されないようにする等、競争への参加の機会の確保に努めるものとする。
- (3) 障害者就労施設等から物品等を調達するときは、これまで調達実績のある物品等だけでなく、実績のない物品等の調達にも努めるものとする。

3 調達目標

県が平成25年度に行う障害者就労施設等からの物品等の調達における目標を、次のとおり設定する。

目標額 80,000千円

4 適用機関

政策局、総務局、安全防災局、県民局、環境農政局、保健福祉局、産業労働局、県土整備局、会計局、地域県政総合センター、保健福祉大学、企業庁、議会局、教育局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、選挙管理委員会事務局、収用委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局、警察本部

5 対象施設及び対象物品等

(1) 次に掲げる障害者就労施設等が提供する物品及び役務

- ア 障害者支援施設
- イ 地域活動支援センター
- ウ 生活介護事業所
- エ 就労移行支援事業所
- オ 就労継続支援事業所
- カ 小規模作業所
- キ 在宅就業障害者

ク 在宅就業支援団体

(2)次に掲げる企業が提供する物品及び別に定める役務

県に登録している障害者雇用率4.0%以上の障害者雇用企業（特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所を含む。）

6 その他

- (1) 本方針5で記載する障害者就労施設等の情報について、県ホームページ等で積極的に情報提供するものとする。
- (2) 調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく取りまとめ公表するものとする。
- (3) その他必要な事項については、別の定めによるものとする。